

壱岐市農業委員会定例会（令和7年3月）

議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日（火）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・・・番・・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名 ・・・番 ・・・委員 ・・・番 ・・・委員
2. 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 非農地証明願について
議案第12号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
議案第13号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について
議案第14号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります、只今より令和7年3月の農業委員会の総会を開会致します。

議事に入る前に皆様ご承知のとおり、・番、・・・委員が、2月24日にご逝去されました。総会の開催に先立ちまして、故・・・様のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

恐れ入りますが皆様、ご起立ください。

黙祷始め。

【黙祷】

黙祷終わります。ご着席ください。

それでは、総会を始めます。

本日は、・番・・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中17で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。本日の議案について、追加が1件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市

農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第10号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、3件あがっております。受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件の贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

事務局 14番 土地の所在

芦辺町中野郷東触 字 岩谷 いわや ・・・番 地目 畑 面積 600m²

同じく ・・・番 地目 畑 面積 392m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が4791m²です。

申請理由

譲渡人 畑作の農業規模を縮小するため、贈与する。

譲受人 譲り受け農業規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜等です。

農機具は、トラクター、ハーベスター、バインダー、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人40年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、いもなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月14日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月14日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、対象地には耕作しないということで、隣接農地の所有者である譲受人に贈与するというものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号14番は決定します。

続きまして、15番の説明をお願いします。

はい、1頁をお願いします。

15番 土地の所在

石田町石田西触	字高原	・・・・番	地目	田	面積	1821m ²
石田町石田東触	字久保	・・・・番	地目	畠	面積	2002m ²
同じく		・・・・番	地目	畠	面積	101m ²
同じく		・・・・番	地目	畠	面積	380m ²
同じく	字石田	・・・・番	地目	畠	面積	430m ²
同じく	字三反田	・・・・番	地目	田	面積	2662m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	1452m ²
同じく		・・・・番	地目	畠	面積	1128m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	655m ²
同じく		・・・・番	地目	畠	面積	700m ²
同じく	字流川	・・・・番	地目	田	面積	2042m ²
同じく	字柏田	・・・・番	地目	田	面積	674m ²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が9306m²、畠が4490m²、計13796m²です

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、ハーベスター、管理機、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人10年、妻10年、母40年です。通作距離については、10

m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜などの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月18日に・・委員さんと譲受人の父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月18日に本人に確認を致しました。

母所有の農地を、お子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・委員 譲受人と譲渡人と面積が違うのはどうしてですか。合計が14047m²と13796m²。

事務局 確認しますので、時間をください。

議長 他にありませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号15番は決定します。

続きまして、16番の説明をお願いします。

はい、2頁をお願いします。

16番 土地の所在

石田町石田西触	字津ノ宮	・・・・番	地目	田	面積	1420m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	3691m ²

石田町池田東触	字大谷	おおや	・・・・番	地目	田	面積	188m ²
---------	-----	-----	-------	----	---	----	-------------------

同じく	字石田峰		・・・・番	地目	畠	面積	1680m ²
-----	------	--	-------	----	---	----	--------------------

石田町池田仲触	字江里		・・・・番	地目	田	面積	1766m ²
---------	-----	--	-------	----	---	----	--------------------

同じく	字釜田		・・・・番	地目	田	面積	2318m ²
-----	-----	--	-------	----	---	----	--------------------

同じく	字庄屋		・・・・番	地目	田	面積	2520m ²
-----	-----	--	-------	----	---	----	--------------------

同じく			・・・・番	地目	田	面積	632m ²
-----	--	--	-------	----	---	----	-------------------

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が26028m²、畠が11693m²、計37721m²です
申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、タイヤショベル、2トンダンプ、軽トラック、ロールベイラーを所有しております。

農作業歴は本人20年、父が50年、母が40年、妻15年、二男2年です。

通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜などの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月18日に本人に確認を致しました。

父所有の農地を、お子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号16番は決定します。

続きまして、議案11号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。議案第11号2番の「非農地証明願について」、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

2番 土地の所在

石田町石田西触 字杓子松 しゃくしまつ ・・・・番 台帳地目 畑 現況 雜種地 26m²

転用目的 雜種地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成17年頃より雑種地として造成し、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。位置図、現況写真は4頁から5頁です。

3月18日に・・委員さんと申請人の母親の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り3月18日に現地確認を行いました。

平成17年頃から、道路と自販機の間を舗装した雑種地であります。何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第11号2番は、決定します。続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

3番 土地の所在

石田町池田東触 字椿 ・・・番 台帳地目 宅地 現況 雜種地 1166m²
転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成12年頃より宅地として造成し、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。位置図、現況写真は6頁から8頁です。

3月18日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り3月18日に現地確認を行いました。

平成12年頃から、牛舎など農業施設として利用されていたそうです。何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第11号3番は、決定します。

続きまして、非農地証明願の追加議案11号4番の説明を求めます。

事務局 はい、追加議案の1頁をお願い致します。議案第11号の追加ということで4番の「非農地証明願について」次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

4番 土地の所在

芦辺町深江平触 字辻ノ辻 ・・・番 台帳地目 畑
現況 資材置場 1035m²

転用目的 資材置場

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成7年頃より資材置場として整備し、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。自社経営する・・・の資材置場ということです。

位置図、現況写真は2頁から3頁です。

3月18日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。

す。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り3月18日に現地確認を行いました。

平成7年頃から、・・・・の資材置場として利用されていたそうです。何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第11号4番は、決定します。

ここで、先ほどの議案第10号15番の面積が異なる件について、事務局から説明を求めます。

事務局 先ほど質問がありました議案第10号15番3条の許可申請についての面積が異なる件について、説明します。経営地と筆数の計があつてない理由は、筆数の法の合計というのは、登記面積の合計であります。経営地の方は、農業用施設が一部、牛舎の分が含まれているので、その分を引いて表記することになっています。誤差は251m²です。石田東触字三反田・・・・の1128m²の中に251m²の牛舎が含まれております。この場合は 登記面積と経営面積は異なることになります。

続きまして、議案第12号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願いします。

議案第12号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

芦辺町箱崎大左右触 字小場 ・・・・番 地目 田 面積 1425m²

除外目的、車両置場

申請人、・・・・・・・・

申請理由、

申請地を車両置場用地として整備したいので農振農用地区域からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。

3月18日に・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月18日に現地確認を致しました。

申請者の・・・さんは、既存の車両置場が手狭のため、新たに車両置場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号1番は、決定します。

続きまして、議案第13号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第14号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第13号と議案第14号は一括して説明させて頂きます。

はい、13頁をお願い致します。

議案第13号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

14頁をご覧ください。令和7年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、13頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、5年間の田の新規が1筆で1,025m²、10年間の田の新規が6筆で6,558m²、賃貸借権設定の合計が7筆で7,583m²、使用貸借権設定については、5年間の田の新規が4,290m²、10年間の田の新規1筆で730m²、計が2筆で5,020m²であります。

続きまして、15頁をお願い致します。議案第14号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。16頁の令和7年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度15頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第13号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第13号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第14号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から

受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号と議案第14号は原案のとおり決定します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 4月の定例会の日程 → 令和7年4月25日(火)午後4時～
- ② 人事異動について

令和7年4月1日付で、・・・・が・・・・課に異動となりました。長年お疲れさまでした。最後に一言ご挨拶お願いします。代わりに・・・・課から・・・・が参ります。

- ③ 最適化活動について
- ④ 農業委員の任命、推進委員の委嘱のスケジュールについて

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。